

23.6 改正法公布

- 政令
- 省令
- 告示 公布

24.4.1 施行
(一部経過措置あり)

■遊漁船業者に新たに求められる対応

- (1) 新たな業務規程の作成 → 都道府県の登録審査に必要（登録・更新） → **新たな業務規程の作成**
- (2) 遊漁船業務主任者等の管理や教育など → **遊漁船業務主任者が責務**を実施するための管理や指導、教育・訓練
- (3) 重大な事故が発生した際の都道府県への報告 → 衝突 乗り上げ 負傷者が生じた事故など必ず報告が必要
- (4) 利用者の安全確保等に関する情報の公表 → 業務改善命令の内容や対応 損害補償措置の内容 業務規程の一部の内容など → ●インターネットで公表
- (5) 損害賠償措置の加入 → 1人5000万円以上×利用者数の保険加入 → ●インターネットで公表
- (6) 遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示 → 遊漁船業者登録票の公表→営業所+遊漁船+ ●インターネットで公表

●安全性の高い業者が選べる

罰則の適用

都道府県による業務改善命令

登録の取消処分

登録・更新の拒否

登録の有効期間の短縮など

救命設備

通信機器

補償保険

インターネットで公表（常時使用する従業者が1人以下か自社HPを持たない場合は営業所の掲示が可能）

操船事故

酒気帯び

24.10.1 までに作成

大きく変わるのは、
・利用者の安全性向上のため、**遊漁船業者及び遊漁船業務主任者に新たな責務**が生じること、
・地域の水産業との調和を図るため、**遊漁船業に関する協議会制度が創設**されることです。

新たな責務の追加

都道府県協議会の創設

損害賠償措置の引き上げ

利用定員1人当たり5,000万円以上のものに加入する必要
複数回往復することで旅客定員以上の人数を瀬渡しする場合であっても、1人当たり5,000万円以上の損害賠償措置を備える必要がある（最大利用定員での加入）

■業務規程の新たな記載内容

- 船長、遊漁船業務主任者等の確保
- 連絡責任者の選任（陸上）
- 案内する漁場を明記と安全確保のための循環見回り等を明記
- 通信設備や救命設備を記載
- 利用客の救命胴衣の着用を明記
- 出航前検査の実施（船長）乗務記録の作成・保存（業務主任者）
- 船長、遊漁船業務主任者、乗組員の酒気帯びについて確認
- 営業海域に応じた明確な出航中止基準を定める
- 船長、遊漁船業務主任者、従業者に対する地域の気象・海象や、漁場の利用ルール等の教育の実施

衝突防止

利用者へ指示

④瀬渡し後の巡回安全管理
利用者が漁場にとどまる時間の巡回が必要に

①出航前の検査等

- 救命胴衣
- 船舶と設備の点検
- 酒気帯び等確認

②出航判断等に関する意見

遊漁船業者に経験や条件に基づく意見を言う

③利用者への安全指導

資源保護ルールの指示

⑤乗船記録の作成

遊漁船業務主任者の欠格要件

- 欠格期間の延長
- 欠格要件の追加

確認と記録を遊漁船業者に提出

遊漁船業者に必要な意見を述べる

乗務記録を遊漁船業者に提出

遊漁船運航会社

陸上連絡責任者

遊漁船業務主任者になるために必要な研修等について

- 実務者研修が10日間から30日間に
- 習熟度の確認が必要に **10日間**
- 遊漁船業務主任者として**1年以上の実務経験**を有する者でなければ、**実務研修の実施者になれない**

実務研修実施者

30日間の実務研修

●研修記録の作成

船長

運航中の連絡可能

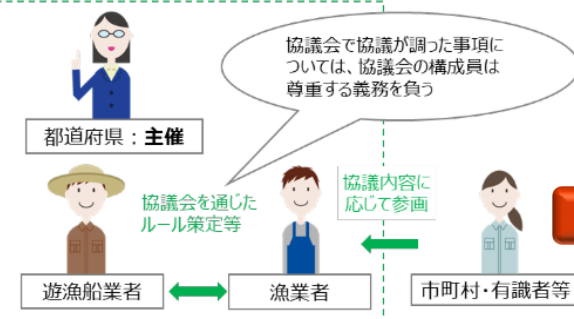
遊漁船業務主任者

出航中止基準

巡回見回り

瀬渡し等の場合の安全管理

利用者（乗船者）



都道府県協議会

船長

兼務のケースが多い

遊漁船業務主任者

遊漁船業者への措置

- 登録有効期間の短縮
- 登録・更新時の欠格期間の延長と拒否要件の追加
- 業務改善命令違反に対する罰則の引き上げ

- 海上保安機関
- 関係機関